

青森県意欲と能力のある林業経営者名簿

【登録者情報】

登録番号	登録年月日 (登録情報の 変更年月日)	商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	電話番号	認定事業主
R3-42	R4.2.16 (-)	株式会社高橋林業	高橋 広志	八戸市南郷大字 市野沢字三合山 41-43	0178-82-3192	R3-1-255

【事業内容】

番号	事業内容
1	素材生産
2	造林・保育
3	素材生産・造林・保育

【森林経営管理実施権を受けることを希望する区域】

市町村名
八戸市、南部町、五戸町、階上町、田子町、新郷村、十和田市、六戸町

1 組織（役職員数）

役員数		林業現場作業員数		事務系職員数	
常勤	非常勤	常用 (うち通年)	臨時・季節	常用 (うち通年)	臨時・季節
4 人	人	25 人 (人)	人	4 人 (人)	人

2 雇用管理体制

雇用管理者 の選任の 有無	雇用に関する 文書交付 の有無	社会・労働保険等への加入状況					
		労災保険	労災保険料率	雇用保険	健康保険	厚生年金保険	退職金共済等
有	有	29 人	8 %	28 人	28 人	28 人	14 人

3 技術者・技能者の数

技術者・技能者数							
フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネジャー	グリーン マイスター	森林施業 プランナー	森林作業道 作設 オペレーター	技術士	技能士
3 人	3 人	2 人	2 人	人	人	人	人
技術者・技能者数							
林業技士	林業普及指導 員	フォレスター (森林総合監理 士)	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()	その他 ()
人	人	人	人	人	人	人	人

4 林業機械の保有状況

グラッ プル	プロ セッサ	ハーベ スタ	フォ ワーダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッ ダ	林内運 材車	掘削機 能付き グラッ プル	掘削機 能付き フェ ラーバ ンチャ	その他
14 台	3 台	2 台	台	台	台	1 台	台	7 台	台	台	2 台

5 事業量等

実績【事業期間 令和元年 9月 1日～令和2年 8月 31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	103.00	48,073	8.5	0.00	0	0.0	
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の 林業の 事業量	事業区域 (市町村)	素材生産の 請負がある 場合は、主 な経営者名 を記載	造林・保育 の請負があ る場合は、 主な経営者 名を記載
	植付 (ha)	下刈り (ha)	その他				
直営	33.00	68.00		20.00	八戸市 南部町		
請負							
合計							

5年後の目標【事業期間 令和6年9月1日～令和7年8月31日】							
	素材生産						
	主 伐			間 伐			
	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	面積 (ha)	材積 (m³)	生産性 (m³/人日)	
直営	120.00	53,000	14.7	10.00	1,500	5.0	
請負							
合計							
	造林・保育			左記以外の 林業の 事業量 ()	事業区域 (市町村)	素材生産の 請負がある 場合は、主 な経営者名 を記載	造林・保育 の請負があ る場合は、 主な経営者 名を記載
	植付 (ha)	下刈り (ha)	その他				
直営	60.00	280.00		20.00	八戸市, 南部町, 五戸町, 田子町, 十和田市		
請負							
合計							

6 素材生産量の増加又は生産性の向上

- ・生産量において5年間で約2割増加させる目標を有している。
- ・生産性において5年間で約2割向上させる目標を有している。
- ・生産量において一定の水準 (5,000m³/年) に達しており、現状以上に増加させる目標を有している。
- ・生産性において一定の水準 (間伐 8 m³/人日、主伐 11 m³/人日) に達しており、現状以上に向上させる目標を有している。

【目標達成に向けた具体的な取組内容】
 社有林にて属人の森林経営計画を作成し、周辺に広く営業活動を展開し、事業量の確保と素材生産量の増加を目指す。

7 生産管理又は流通合理化等

- ・作業日報の作成・分析による進捗管理、生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理に取り組んでいる。

【適切な生産管理の具体的な取組内容】
 作業日報による日々の生産管理と各リーダーによるミーティングにより、人員・機械の配置等を細かく確認・修正を行うことで生産性の向上に努めている。

- ・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷等の原木の安定供給・流通合理化等に取り組んでいる。 はい

【製材工場等需要者との直接的な取引】
 取引先名： 新北菱林産株式会社を通じたエム・ピー・エム・王子エコエネルギー、石巻合板株式会社

【取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷】
 取りまとめ機関名：

【その他の取組内容】

8 造林・保育の省力化・低コスト化

- ・伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省力化等に取り組んでいる。 はい 1年以内に 取り組む

【現在取り組んでいる又は今後取り組む具体的な内容】
 伐採の際には、未利用材をなるべく自社のチップパー機により粉碎し、バイオマス燃料として販売し、地拵・植付の一貫作業を行うことにより、コスト削減に取り組んでいる。

9 主伐後の再造林の確保

- (1) 主伐及び主伐後の再造林の一体的な実施体制 はい
- ・主伐と再造林の両方を直営施業で実施する体制を有している。
 - ・主伐又は再造林を他者への請負により実施する体制を有している。
 - ・連携する他の林業経営者と一体的に実施する体制を有している。

【連携する林業経営者名： 株式会社 野田造林】

- (2) 適切な更新 はい
- ・自己の所有する森林の主伐にあつては、主伐後の適切な更新を実施している。他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者等に対する適切な更新の働きかけを行っている。
 - ・青い森づくり推進機構と協定を締結し、再造林に係る協力金を拠出している（素材生産を行わない経営者にあつては、協力金を拠出している経営者と連携している）。
 - ・他者の所有する森林の主伐（針葉樹）面積の5割以上の再造林する計画を有している。

【再造林計画の達成に向けた具体的な取組内容】
 民有林の購入に際して、森林所有者へ再造林の計画を説明し、再造林を推進、実施している。

10 素材生産や造林・保育の実施体制の確保

- ・素材生産又は造林・保育に関して3年間以上の実績がある。 はい
- ・所属する現場作業職員の現場従事実績等が3年間以上ある。 はい

11 伐採・造林に関する行動規範の策定等

- ・経営者独自の行動規範を策定し、遵守している。 はい 1年以内に策定予定

今後策定するとした場合の策定期期：
- ・所属する業界団体等が行動規範を策定し、遵守している。 はい 1年以内に策定予定

策定主体：

今後策定するとした場合の策定期期：

12 雇用管理の改善及び労働安全対策（直接雇用する現場作業員を有する場合に限る）

- ・現場作業職員の常用化などの雇用の安定化に取り組んでいる。 はい

【雇用安定化の具体的な取組内容】

- ・植林・下刈り作業班の通年雇用のため、冬季間でも作業可能な事業を確保し、通年雇用に取り組んでいる。
- ・生産班については、事業量の安定確保により、通年雇用体制を確保している。

- ・現場作業職員への月給制度や週休2日制の導入、賃金水準の向上など労働条件の改善に取り組んでいる。 はい

【労働環境改善の具体的な取組内容】

- ・従業員に対して有給休暇の仕組みを説明し、取得したいときに取得できるように促している。
- ・防護服等の支給、財務状況による賞与及び決算時賞与の支給を実施している。

- ・計画的な研修実施などの教育訓練の充実に取り組んでいる。 はい

【教育訓練の充実の具体的な取組内容】

- ・林災防県支部主催の各種研修会へ積極的に参加している。
- ・自社独自のかかり木除去時のマニュアルを作成するとともに、外部講師を招いての社内研修を実施している。

- ・現場作業職員の社会・労働保険、退職金共済等へ加入している。 はい

- ・リスクアセスメントに取り組んでいる。 はい
- ・防護具等の着用の徹底を図っている。
- ・外部機関による作業現場の安全巡回指導、労働安全コンサルタント等専門家による安全診断・指導等の労働安全対策に取り組んでいる。

【外部機関等による労働安全対策の具体的な取組内容】
・安全管理士による安全診断の受診、及び、林災防県支部による巡回指導にて労働安全対策に取り組んでいる。

13 コンプライアンスの確保

- ・役職員に対してコンプライアンスの教育を行っている（他者への請負により林業生産活動を行っている経営者は、請負者に対し適切な指示・指導を行っている。）。 はい
- ・業務に関連して法令に違反していない
- ・国、県、市町村から、入札参加資格の指名停止を受けていない。

14 常勤役員の設置（法人に限る）

- ・常勤役員を設置している。 はい
- ・常勤役員を設置していない場合、森林経営管理法の施行日から起算して3年を経過した日以降最初に招集される総会時までには設置するよう取り組む。

15 経営状況

- ・経理状況が良好である。 はい
- ・森林経営管理権の設定を受ける場合は、当該森林の経営管理に関する経理を他と分離できる。

16 その他の情報

・造林・下刈りに対応した班を新たに設け、地域の再造林に積極的に取り組んでいる。
・無人航空機操縦技能資格を3名に取得させ、ドローンを活用した森林調査等にも積極的に取り組んでいる。
・寄付型 私募債の発行により、地域の学校に必要な物品を寄贈した。